

議案第 36 号

石垣市宿泊税基金条例

(設置)

第 1 条 八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、石垣市宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、石垣市宿泊税条例（令和 7 年石垣市条例第 31 号）の規定により納入された宿泊税額に相当する額から、宿泊税の賦課徴収に要する費用その他必要な経費を控除して得た額（以下「経費控除後の額」という。）の範囲内において、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、経費控除後の額の一部を基金に積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に定める設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 2 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和8年6月8日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

本市における観光振興に係る施策を安定的に推進するとともに、宿泊税による税収を適切に管理及び運用し、観光客の受入環境整備等に充当するため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。